

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年2月17日
【会社名】	株式会社セルシード
【英訳名】	CellSeed Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 せつ子
【本店の所在の場所】	東京都江東区青海二丁目5番10号テレコムセンタービル
【電話番号】	03-6380-7490
【事務連絡者氏名】	最高財務責任者 兼 管理部門長 小野寺 純
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区青海二丁目5番10号テレコムセンタービル
【電話番号】	03-6380-7490
【事務連絡者氏名】	最高財務責任者 兼 管理部門長 小野寺 純
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 6,600,000円 （新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額） 1,128,600,000円 （注）行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	2,200,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	6,600,000円
発行価格	新株予約権1個につき3円 (新株予約権の目的である株式1株につき3円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年3月6日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社セルシード 管理部門 東京都江東区青海二丁目5番10号テレコムセンタービル
払込期日	平成29年3月6日(月)
割当日	平成29年3月6日(月)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 新宿通支店

(注)1. 第16回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)については、平成29年2月17日の取締役会決議に代わる書面決議により、発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に本新株予約権の第三者割当契約(以下、「本契約」という。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,200,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 本新株予約権の行使価額は、割当日翌日以降、割当日翌日(当日を含む。)から起算して5価格算定日が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(初回の修正については割当日翌日)(当日を含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が、下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は当初283円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 2,200,000株(発行済株式総数に対する割合は23.88%)</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 629,200,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられていない。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は2,200,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は1株)とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p>

2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、510円とする(以下、「当初行使価額」という。)

### 3. 行使価額の修正

行使価額は、割当日翌日以降、割当日翌日(当日を含む。)から起算して5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額(但し、当該金額が、下限行使価額(上記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。

また、いずれかの価格算定期間内に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。

### 4. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債券その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までには本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>1,128,600,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>1. 本新株予約権の行使期間</p> <p>平成29年3月7日(当日を含む。)から平成30年8月7日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに以下に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。</p> <p>2. 市場混乱事由</p> <p>当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)とする。)</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 本新株予約権の行使請求受付場所 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新宿通支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載のとおり目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(4) 本スキームの特徴」、「(5) 他の資金調達方法」に記載のとおり、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、現在の当社の資金ニーズに最も合致していることから、本資金調達によるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本資金調達手法を採用することを決定しました。

(1) 資金調達の目的

当社は、日本発の「細胞シート工学」という新しい再生医療技術を基盤として様々な再生医療製品を開発し、「細胞シート再生医療」の世界普及を推進することを使命としております。細胞シート工学は、東京女子医科大学の岡野光夫教授（当社取締役）が世界で初めて創唱した技術で、バラバラの細胞から人体を構成する様々な組織の基本単位（「細胞シート」＝有機的に結合したシート状の細胞塊）を人工的に作製することができる再生医療プラットフォーム技術です。細胞シートは現在世界で唯一当社が製品化している「温度応答性細胞培養器材」を用いて作製可能で、生体内で組織として機能する、無縫合で生着するなど、再生医療に有用な様々な特長を有しています。また、細胞シート再生医療とは、細胞シート工学に基づいて作製される細胞シートを用いて先天的又は後天的に機能を喪失した人体組織や臓器を修復・再生することによって、従来の医療技術では治療できない様々な疾患や障害を治療することを目指す革新的な医療アプローチを指します。

当社は、上述の使命を果たすために現在2つの事業を展開しております。1つ目の事業は、細胞シート再生医療製品の研究開発・製造・販売を通じて日米欧を始めとする世界各国における細胞シート再生医療の普及を目指す「細胞シート再生医療事業」です。当社では、食道再生上皮シート、軟骨再生シートなど複数の細胞シート再生医療製品パイプラインを有しております。2つ目の事業は、細胞シート作製の基礎ツールである温度応答性細胞培養器材とその応用製品等の研究開発・製造・販売を通じて世界各国の大学や研究機関等における再生医療研究開発を支援する「再生医療支援事業」です。

当社は、中長期的な目標として「細胞シート再生医療事業において、日本を細胞シート再生医療開発最優先拠点と位置付け、当社細胞シート再生医療製品の早期事業化を推進し、日本で開発した細胞シート再生医療パイプラインを当社海外ネットワークを活用しつつ海外に事業展開を推進していくこと」及び「再生医療支援事業において、細胞シート再生医療製品の周辺機器開発を拡充し、更なる収益機会の獲得を目指すこと」を目指しております。

再生医療支援事業では、温度応答性細胞培養器材を中心とした器材販売活動を推進いたしました。また更なる器材事業拡充を目指し、新規器材の研究開発に取り組みました。平成28年3月には、テルモ株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長新宅祐太郎、以下「テルモ」という。）との細胞培養器材に関する取引基本契約を締結しました。当社は、テルモが再生医療等製品に係る保険適用決定を受けた「ハートシート」に含まれる当社製品（温度応答性細胞培養器材）について、当市販製品（研究開発用途に限定）とは異なる、テルモの定めた特別仕様製品を安定的に提供いたします。

細胞シート再生医療事業では、優先的に自社開発を推進する細胞シート再生医療パイプラインとして食道再生上皮シート及び軟骨再生シートを設定し、日本での当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化を目指し研究開発を推進しております。

食道再生上皮シートについては、食道再生上皮シートについては、国立がん研究センター中央病院、国立がん研究センター東病院並びに東京女子医科大学病院にて平成28年8月より治験を開始いたしました。軟骨再生シートパイプラインでは共同研究先である東海大学医学部と引き続き開発を推進いたしました。また細胞シート製造を安定的かつ迅速に推進することを目的として、細胞培養施設（CPC）を

設置するなど、当社細胞シート再生医療事業第1号製品の早期事業化実現へむけた活動を進めて参りました。

軟骨再生シートについては、共同研究先である東海大学整形外科(佐藤正人教授)において平成26年12月までに自己細胞を用いた軟骨細胞シートによる関節軟骨の再生医療の臨床研究が終了しております。また同じく東海大学において自己細胞だけではなく、同種細胞(患者自身以外の他人由来の細胞)を用いた治療についても平成29年2月より高齢者に多い変形性膝関節症の治療に使う臨床研究が始まります。上記の通り、軟骨再生シートは他の細胞シート再生医療研究に先んじて同種細胞での臨床研究入りを果たすなど、将来の臨床現場への普及等での優位性を有するパイプラインであり、対象疾患についても、変形性膝関節症で常に混在する軟骨の部分損傷と全層欠損の両方に効果が期待出来ることを前臨床研究で確認できた世界で唯一の治療法であるため、対象患者数が多い変形性膝関節症の治療にまで踏み込める可能性を有していることから、優先的に開発を推進するパイプラインの一つとして選定し、その活動を進めております。

上述のような開発状況の中、今般台湾の店頭公開(Taipei Exchange)会社であるMetaTech社より、細胞シート再生医療事業(食道再生上皮シート及び軟骨再生シート)を台湾で事業化すべく検討を進めた旨の意向を頂きました。当社といたしましても、台湾への細胞シート再生医療事業の導出は、当社が中期経営計画の概要に定めた、「日本で開発した細胞シート再生医療パイプラインを、世界へ向けて事業展開を推進していく」という方向性に合致するものと考え、平成28年12月に第1段階としてMetaTech社が台湾での細胞シート再生医療事業の開発計画策定をする為に必要となる情報パッケージの提供を当社が行う旨を定めた契約を締結いたしました。当社は平成29年3月頃までにMetaTech社と台湾における細胞シート再生医療事業の導出に関する事業提携契約を締結することを前提に協議を進めております。当社は当該事業提携契約が締結された際には、当社がこれまでに開発してきた細胞シート再生医療に関する知見・ノウハウをMetaTech社に技術開示、開発・生産・販売サポートを実施し、今後MetaTech社が台湾での細胞シート再生医療製品の開発を進めて参ります。また当社は台湾でのMetaTech社の開発進捗に連動してマイルストーン収入(目標達成報奨金)を受領することを想定しております。

また、再生医療における細胞の培養には、細胞培養施設(CPC:Cell Processing Center)というバイオクリーンルーム設備が必要となります。当該施設は平成26年11月施行の「再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」に準拠した設備運営を実施する必要があります。現在日本には、上記省令に準拠し得る候補細胞培養施設が少数しか存在しない上、細胞シートの培養に適した施設はさらに限られた状況です。こういった環境の中、当社は自社開発を優先する食道再生上皮シート、及び軟骨再生シートをはじめとする細胞シート製造を安定的かつ迅速に推進することを目的として、自社で細胞培養施設を設置いたしました。なお今後、新設した細胞培養施設において自社開発を優先する細胞シート再生医療パイプラインの細胞シート製造稼働状況を鑑みて細胞シートの受託加工についても検討を進めて参ります。

上述のような状況の中、当社は平成27年8月に再生医療支援事業関連仕入として280百万円、運転資金として495百万円及び自社細胞培養施設の準備・運営資金626百万円を調達する事を目的として、第13回新株予約権(潜在株式数2,000千株)を発行いたしました。発行後、本届出書提出日までに530千株相当分(行使調達額373,650千円)の第13回新株予約権行使が行われました。当該調達額はこれまでに、平成28年12月期における細胞培養施設の準備資金に356,814千円、平成28年12月期における再生医療支援事業関連仕入に16,836千円を充当し、細胞培養施設の設置については完了しております。一方で、現時点において第13回新株予約権の未行使残高は1,470千株相当分であり、未だ必要資金の全額確保には至っておらず、細胞シート再生医療事業の事業化に向けた、細胞培養施設及びそれを支える組織を運営していくには、引き続き相応の先行投資資金が必要となっております。しかしながら、現在の株価状況を鑑みると当該新株予約権の今後の行使の蓋然性は必ずしも高くない状況です。さらに、新たに台湾における細胞シート再生医療事業に関する事業提携が締結された際には、台湾でMetaTech社が事業を推進していくため当社からの技術開示、開発・生産サポート体制の整備に係る先行投資が必要であり、当該必要資金を調達することが経営上重要な課題となっております。かかる状況の中、当社は当該必要資金をより確実に調達するために、本新株予約権の発行を決議いたしました。また本日同時に、残存する第13回新株予約権の取得及び消却を決議しております。詳細につきましては、当社の本日付プレスリリース「第13回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。

本資金調達を通じて研究開発体制を一層充実させることにより、パイプラインの事業化段階をより確実に前進させ、細胞シート再生医療製品の事業化をより早期に実現すること、及び、細胞シート再生医療製品の周辺機器開発を拡充することにより、安定的な事業基盤の確立と中長期的な企業価値向上を図る方針であり、中長期的には企業価値の向上を通じて既存株主の皆さまの利益に資するものと判断しております。

## (2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。当社はEvolution Biotech Fundとの間で、本有価証券届出書の効力発生後に、下記の内容を含む本契約を締結します。

## 行使コミット条項

## &lt;コミット条項&gt;

割当予定先は、本新株予約権の発行日翌日(当日を含む。)から、その291価格算定日目の日(当日を含む。)(以下、「全部コミット期限」という。)までの期間(以下、「全部コミット期間」という。)に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することをコミットしています。291という日数は、58価格算定期間に1取引日分の行使可能日を加えたものであり、この期間数は割当先が行使した株式を売却する際に市場価格に出来るだけ影響を与えないよう、段階的な行使・売却に必要となる日数を勘案して、割当先との協議のもと決定されたものであります。

また、割当予定先は、本新株予約権の発行日翌日(当日を含む。)から、その146価格算定日目の日(当日を含む。)(以下、「前半コミット期限」という。)までの期間(以下、「前半コミット期間」という。)に、1,100,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットしています。146という日数は、29価格算定期間(全部コミット期間における価格算定期間数の半数)に1取引日分の行使可能日を加えたものであり、この期間数は割当先が行使した株式を売却する際に市場価格に出来るだけ影響を与えないよう、段階的な行使・売却に必要となる日数を勘案して、割当先との協議のもと決定されたものであります。

かかる全部コミットと前半コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の確実性と、より早期の段階におけるキャッシュフローの確保を両立することができます。

当社普通株式が取引所において取引停止処分を受けず、かつ市場混乱事由(上表「新株予約権の行使期間」欄第2項に定義する。以下同じ。)が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は平成30年5月14日(本新株予約権の発行日翌日の291価格算定日目の日)であり、前半コミット期限は平成29年10月5日(本新株予約権の発行日翌日の146価格算定日目の日)となりますが、これらの期限までに取引停止や市場混乱事由が発生した場合、これらが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の各期限は延長されることとなります。

また、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合(以下、「コミット期間延長事由」という。)には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計12回(60価格算定日)を上限とします。)。前半コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、前半コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計6回(30価格算定日)を上限とします。)。なお、全部コミット期間及び前半コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

## &lt;コミット条項の消滅&gt;

前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う前半コミット期間の延長が6回を超えて発生した場合、前半コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。同様に、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が12回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。

また、全部コミット及び前半コミットに係る割当予定先のコミットは、本新株予約権の発行日翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合には消滅します。

なお、これらのコミットの消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により本新株予約権を行使することができます。

## 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行日翌日以降、発行日翌日(当日を含む。)から起算して5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先との議論を行ったうえで、本件同種の資金調達案件との条件比較から、割当予定先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を10%として計算することとしました。但し、当該金額が、下限行使価額(以下に定義します。)を下回る場合には下限行使価額が修正後の行使価額となります。

「下限行使価額」は283円としますが、当該下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を、割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

下限行使価額は上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権証券)

(2)新株予約権の内容等 新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

#### 買取条項

当社は、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が12回を超えて発生した場合、当該事象が発生した日以降いつでも、割当予定先に対して、2週間以上の事前の通知を行うことにより、本新株予約権の全部又は一部をその払込金額と同額で買い取ることができます。

### (3)本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

#### [メリット]

##### 短期間における確実な資金調達

本新株予約権(対象となる普通株式2,200,000株)は、原則として平成30年5月14日までに全部行使(全部コミット)されます。

##### 時期に応じた資金調達

全部コミットに加え、原則として平成29年10月5日までに、本新株予約権の50%(対象となる普通株式1,100,000株)の行使もコミット(前半コミット)されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、前半コミットによる、より早期の段階におけるタイムリーなキャッシュフロー確保を両立することが出来ます。

##### 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は2,200,000株で固定されており、株価動向に係らず、最大交付株式数が限定されております。その為、希薄化率が当初予定より増加する事はありません。

##### 株価上昇時の調達額増額

株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

##### 株価上昇時の行使促進効果

今回本新株予約権の行使により発行を予定している2,200,000株について、行使期間中に株価が行使価額を大きく超えて上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタルゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

#### [デメリット]

##### 当初に満額の資金調達は出来ない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

##### 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

##### 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

##### 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

## (4) 資金調達方法の選択理由及び他の資金調達方法

当社は様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、当社資金ニーズを、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断によりこれを採用することを決定しました。

## 新株式発行による増資

## (a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。当社は当影響について重要視している為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

## (b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当予定先である既存投資家の参加率が不透明であることから、当社必要資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

## (c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

## MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

## 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本件と比較して低いと考えられます。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

## 新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記(b)の株主割当増資と同様に、割当予定先である既存投資家の参加率及び資金調達の蓋然性が不透明であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

## 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。調達する資金の用途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

## 2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

## 3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書の効力発生後に、上記「1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」記載の内容を定める本契約を締結いたします。

## 4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

## 5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

## 6. その他投資者の保護を図るために必要な事項

割当予定先は、当社との間で締結予定の本契約の規定により、本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとされる。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

## 7. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第16回新株予約権証券）」（2）新株予約権の内容等 新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書に必要な事項の通知をし、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で同「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。）が前号に定める口座に入金された日に発生します。

## 8. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。

## 9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

### （3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### （1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,128,600,000	12,600,000	1,116,000,000

- （注）1. 上記払込金額は、本新株予約権の発行に際して払込まれる金額の総額（6,600,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額1,122,000,000円）を合算した金額であります。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金、発行費用及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の内訳は、新株予約権評価・弁護士費用・届出書データ作成料3,400,000円、法務局登記費用8,750,000円、その他諸費用（登記申請・信用調査費用等）450,000円です。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## （２）【手取金の使途】

本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計1,116,000,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

<本新株予約権発行による調達資金>

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
細胞培養施設運営資金	366	平成29年4月～平成30年9月
台湾での開発支援体制整備費用	100	平成29年4月～平成31年12月
再生医療支援事業関連仕入	150	平成29年4月～平成30年6月
運転資金	500	平成29年4月～平成30年5月

細胞培養施設運営資金の主な内訳

細胞培養施設運営維持（家賃・水光熱費等・消耗品費）費用256百万円、施設運営人員等人件費に110百万円

台湾での開発支援体制整備費用の主な内訳

技術開示準備にかかる人件費30百万円、開発・生産サポートにかかる人件費等に70百万円

再生医療支援事業関連仕入の主な内訳

温度応答性細胞培養器材等の製造委託製品仕入85百万円、セルズスコープ（細胞シートの評価装置）・サーモプレート（細胞シートの温度制御板）などの商品仕入等に65百万円

運転資金の主な内訳

一般管理等人件費（管理部門人員等）185百万円、本社機能運営費用（本社家賃・水光熱費・上場維持関連費用）等に195百万円、販売費・事務消耗品費等に120百万円

本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本契約において行使期間中に全ての本新株予約権を行使することをコミット（全部コミット）していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及びコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が12回を超えて発生した場合には消滅するものとされているため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。資金使途を充当する優先順位としては、上記<本新株予約権発行による調達資金>表中の「具体的な使途」に記載の順に充当予定としておりますが、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容は、実際の差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する場合があります。また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、手許資金の活用（手許資金について従来想定していた資金使途の変更を含む）、提携先との共同研究開発等による研究開発費用の分担、公的補助金・助成金の獲得、研究開発対象の絞り込み、その他エクイティ・ファイナンスを含めた金融的手法、またその他の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社預金口座で保管する予定です。

また、本日までに第13回新株予約権の権利行使に係る資金調達額は373,650千円となっており、平成28年12月期における細胞培養施設の準備資金に356,814千円、平成28年12月期における再生医療支援事業関連仕入に16,836千円を充当しております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## (1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係

a. 割当予定先の概要	名称	Evolution Biotech Fund
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	資本金	50,000米ドル
	事業の内容	ファンド運用金融商品取引業
	主たる出資者及びその出資比率	EVO FUND 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

## (2) 割当予定先の選定理由

当社は、再生医療支援事業関連仕入、運転資金及び細胞培養施設の運営資金のための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

平成28年6月に、EVOLUTION JAPAN証券株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 坪山昌司、ダニエル・シャイアマン）の紹介を受け、EVOLUTION JAPAN証券株式会社から本新株予約権の提案と、本新株予約権の引受の意向を有し、過去に同様の新株予約権の引受け5件の実績を有するEvolution Biotech Fundの紹介を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討し、ほぼ同時期に複数の証券会社から受けた行使価額修正条項付き新株予約権についての提案と比較・検討した結果、本スキームが「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第16回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由（3）資金調達方法の選択理由～（5）他の資金調達方法」に記載のとおり、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。また、Evolution Biotech Fundについても当社内にて協議・検討しましたが、下記に記載の通り、バイオテクノロジー関連企業への投資実績を5件有していること等から、割当予定先として適当であると判断しました。その結果、本スキームの採用及びEvolution Biotech Fundを割当予定先とすることを決定いたしました。

割当予定先は、主としてバイオテクノロジー関連企業への投資を目的として平成27年6月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、株式会社リプロセル（平成27年8月発行、同年12月行使完了）、株式会社メドレックス（平成27年12月発行、平成28年4月行使完了）、株式会社UMNファーマ（1回目：平成28年6月発行、平成28年9月行使完了、2回目：平成28年12月発行、現在行使期間中）及び株式会社アイロムグループ（平成28年10月発行、11月行使完了）」の第三者割当の方法による新株予約権増資案件において、本新株予約権と同様の手法を用いて、それぞれ割当てられた新株予約権のすべてを行使し、発行会社の資金調達に寄与した実績があります。割当予定先の100%出資者であるEVO FUNDは、EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 有光素生）から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、Evolution Capital Investments LLC（774 Mays Blvd. Ste. #10 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ）の100%子会社であるEVO Feeder Fund(c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190Elsin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island 代表取締役マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) 以外の出資者はおらず、EVO FUNDの運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。また、Evolution Capital Investments LLCの出資者は同社代表社員であるマイケル・ラーチ氏のみであります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド（190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands

代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であり、同社は英国王室属領ガーンジー島に所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託なので代表取締役は存在せず)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社の斡旋を受けて、Evolution Biotech Fundに対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

### (3) 割当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、2,200,000株です。

### (4) 株券等の保有方針

割当予定先であるEvolution Biotech Fundは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、本契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨を定めます。

なお、第13回新株予約権は本有価証券届出書提出日までに割当先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社により530千株相当分の新株予約権行使が行われており、平成28年12月末時点の当社株主名簿上所有株式数は110千株でございます。

### (5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先から、Evolution Biotech Fundが平成29年1月31日時点において64,441,125米ドル(円換算約7,334百万円、1ドル=113.81円(平成29年1月31日時点中値))の預金残高を有していることを金融機関の残高報告書コピーにより確認しており、当該預金残高は全て自己資金である旨の報告を口頭で受けております。よって、直近の預金残高が払込み及び現時点で想定される行使に必要な金額の総額を十分に超過している状態であることから、当社は割当予定先が払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額及び新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

### (6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるEvolution Biotech Fundの代表であるマイケル・ラーチ氏と平成29年1月11日に直接面談した際、割当予定先の反社会的勢力に対する方針についてヒアリングし、その結果、割当予定先が反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認し、またEVOLUTION JAPAN証券株式会社により紹介されたEvolution Biotech Fund及びその100%出資者であるEVO FUNDと、両社の役員であるマイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー(東京都新宿区西新宿4-32-13 代表取締役 中村勝彦)に割当予定先であるEvolution Biotech Fund及びその100%出資者であるEVO FUND、EVO FUNDの100%出資者であるEvo Feeder Fund、Evo Feeder Fundの100%出資者であるEvolution Capital Investments LLC、Evolution Capital Investments LLCの単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、Evolution Biotech Fund、EVO FUND及びEvo Feeder Fundの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、本調査機関が反社勢力関係の独自データベース検索による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、当社との間で締結予定の本契約の規定により、本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとします。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂1-1-8）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率について一定の前提を置き、割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うことを想定し、割当予定先が新株予約権を行使する際に負担する株式処分コスト及び新株予約権の発行コストについては、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ2.72円～2.74円を参考に、当該評価額レンジの上限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を3円とし、本新株予約権の行使価格は当初、行使価格の修正における計算方法に準じて、平成29年2月16日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し10%下回る額としました。

本新株予約権の発行価格及び行使価格の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの上限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価格は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価格であると判断いたしました。また、当初行使価格及び行使価格の修正におけるディスカウント率10%は、割当予定先の投資家としての立場を踏まえ、協議の結果、最終的に当社が決定したものでありますが、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、かつ当該条件は本新株予約権の発行価格に織り込まれていることから、本新株予約権の発行価格は特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価格、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価レンジの上限を下回っていないことを判断の基礎としております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数2,200,000株（議決権数22,000個）は、平成28年12月31日現在の当社発行済株式総数9,214,419株及び議決権数92,103個を分母とする希薄化率は23.88%（議決権ベースの希薄化率は23.89%）に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本資金調達を通じて研究開発体制を一層充実させることにより、自社パイプラインの事業化段階をより確実に前進させ、細胞シート再生医療製品の事業化をより早期に実現すること、及び、細胞シート再生医療製品の周辺機器開発を拡充することにより、安定的な事業基盤の確立と中長期的な企業価値向上を図る方針であり、中長期的には企業価値の向上を通じて既存株主の皆さまの利益に資するものと判断しております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は28,324株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しておりますが、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数2,200,000株を、割当予定先の全部コミット期間である291価格算定日で行って売却するとした場合の1価格算定日当たりの株数は7,560株（直近平均6ヶ月平均出来高の26.7%）となるため株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
Evolution Biotech Fund	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands	-	-	2,200,000	19.28
小野 一成	中華人民共和国遼寧省	460,000	4.99	460,000	4.03
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町1丁目 1番1号	147,100	1.59	147,100	1.29
岡野 光夫	千葉県市川市	138,000	1.49	138,000	1.21
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1 号	135,800	1.47	135,800	1.19
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区桜丘町20-1	116,800	1.26	116,800	1.02
小池 克昌	東京都中央区	112,000	1.21	112,000	0.98
マイルストーン キャピタル マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町1丁目6- 1大手町ビル4階	110,400	1.19	110,400	0.97
長谷川 幸雄	東京都江戸川区	76,000	0.82	76,000	0.67
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番 1号	68,600	0.74	68,600	0.60
計		1,364,700	14.76	3,564,700	31.24

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年12月31日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年12月31日時点の総議決権数(92,103個)に、本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数(22,000個)を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。

3. 割当予定先であるEvolution Biotech Fundの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。Evolution Biotech Fundより、本新株予約権の行使により取得する当社株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しております。このため、Evolution Biotech Fundが本新株予約権の行使により取得する当社株式の長期保有は見込まれない予定です。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 資本金の増減について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第15期、提出日平成28年3月30日）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年2月17日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成28年1月1日～平成28年3月31日（注）	100,000	8,984,419	35,410	2,887,993	35,410	109,790
平成28年4月1日～平成28年6月30日（注）	230,000	9,214,419	81,443	2,969,436	81,443	191,233

（注） 新株予約権の行使による増加です。

### 2 事業等のリスク等について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第15期、提出日平成28年3月30日）及び四半期報告書（第16期第3四半期、提出日平成28年11月14日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年2月17日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成29年2月17日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 3 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第15期、提出日平成28年3月30日）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成29年2月17日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成28年4月1日提出）

#### 1 提出理由

平成28年3月29日開催の当社第15期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日  
平成28年3月29日

## (2) 当該決議事項の内容

## 第1号議案 定款一部変更の件

定款を以下のとおり、一部変更する

(下線は変更部分を示しております)

旧定款	新定款
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (条文省略) (本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>第4条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (現行どおり) (本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都江東区に置く。</p> <p>第4条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>15,300,000株</u>とする。</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>35,537,600株</u>とする。</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第29条 (条文省略) (取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第29条 (現行どおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条～第40条 (条文省略) (監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条～第40条 (現行どおり) (監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

## 第2号議案 取締役1名選任の件

取締役として、砂押正己を選任する。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	36,371	3,896	-	(注)1	可決 87.33
第2号議案 取締役1名選任の件 砂押 正己	37,396	3,037	-	(注)2	可決 89.44

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

#### 4 最近の業績の概要

(1) 第16期連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）の業績の概要

当社の第16期連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）における連結財務諸表は以下の通りでございます。なお、当該連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成したのではなく、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

## 連結財務諸表

## (1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	2,067,607	1,056,389
売掛金	26,768	59,791
商品及び製品	12,962	28,640
貯蔵品	9,041	4,520
前払費用	10,931	15,006
未収消費税等	45,685	94,152
その他	10,390	982
流動資産合計	2,183,387	1,259,483
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	18,920	21,781
機械及び装置	879	879
工具、器具及び備品	49,085	41,643
減価償却累計額	38,404	42,599
建設仮勘定	215,100	-
有形固定資産合計	245,580	21,704
<b>投資その他の資産</b>		
その他	60,570	62,328
投資その他の資産合計	60,570	62,328
固定資産合計	306,150	84,033
<b>資産合計</b>	2,489,538	1,343,516
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	6,308	5,522
未払金	63,521	72,945
未払法人税等	950	6,169
前受金	9,999	62,544
その他	19,031	28,980
流動負債合計	99,811	176,163
<b>固定負債</b>		
その他	-	2,904
固定負債合計	-	2,904
<b>負債合計</b>	99,811	179,067

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,852,583	2,969,436
資本剰余金	74,380	191,233
利益剰余金	584,247	1,998,503
自己株式	201	201
株主資本合計	2,342,514	1,161,964
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	36,115	14,204
その他の包括利益累計額合計	36,115	14,204
新株予約権	11,097	16,688
純資産合計	2,389,727	1,164,448
負債純資産合計	2,489,538	1,343,516

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書  
(連結損益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
売上高	193,118	100,673
売上原価	43,218	19,855
売上総利益	149,900	80,818
販売費及び一般管理費		
研究開発費	1 302,145	1 1,065,326
その他	2 415,821	2 429,365
販売費及び一般管理費合計	717,967	1,494,692
営業損失( )	568,066	1,413,874
営業外収益		
受取利息	709	208
補助金収入	35,100	9,258
保険返戻金	2,775	1,305
為替差益	1,134	-
その他	791	2,141
営業外収益合計	40,511	12,914
営業外費用		
為替差損	-	13,168
株式交付費	-	1,486
支払手数料	3,967	-
営業外費用合計	3,967	14,654
経常損失( )	531,523	1,415,613
税金等調整前当期純損失( )	531,523	1,415,613
法人税、住民税及び事業税	1,162	1,210
法人税等調整額	2,567	2,567
法人税等合計	3,730	1,357
当期純損失( )	535,253	1,414,255
親会社株主に帰属する当期純損失( )	535,253	1,414,255

## (連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
当期純損失( )	535,253	1,414,255
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	52,329	50,319
その他の包括利益合計	52,329	50,319
包括利益	587,583	1,464,575
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	587,583	1,464,575
非支配株主に係る包括利益	-	-

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,310,466	5,290,466	7,871,723	201	2,729,008
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	74,380	74,380			148,760
減資	2,532,263	2,532,263			-
欠損填補		7,822,730	7,822,730		-
親会社株主に帰属する当期純損失( )			535,253		535,253
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	2,457,883	5,216,086	7,287,476	-	386,493
当期末残高	2,852,583	74,380	584,247	201	2,342,514

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	88,444	88,444	-	2,817,452
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				148,760
減資				-
欠損填補				-
親会社株主に帰属する当期純損失( )				535,253
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	52,329	52,329	11,097	41,231
当期変動額合計	52,329	52,329	11,097	427,725
当期末残高	36,115	36,115	11,097	2,389,727

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,852,583	74,380	584,247	201	2,342,514
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	116,853	116,853			233,706
親会社株主に帰属する当期純損失( )			1,414,255		1,414,255
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	116,853	116,853	1,414,255	-	1,180,549
当期末残高	2,969,436	191,233	1,998,503	201	1,161,964

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	36,115	36,115	11,097	2,389,727
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				233,706
親会社株主に帰属する当期純損失( )				1,414,255
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	50,319	50,319	5,590	44,728
当期変動額合計	50,319	50,319	5,590	1,225,278
当期末残高	14,204	14,204	16,688	1,164,448

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純損失( )	531,523	1,415,613
減価償却費	9,453	8,084
受取利息	709	208
為替差損益( は益)	1,002	176
補助金収入	35,100	9,258
支払手数料	3,967	-
株式報酬費用	4,462	6,646
有形固定資産の減少額	-	518,052
売上債権の増減額( は増加)	8,421	33,023
たな卸資産の増減額( は増加)	5,786	11,157
差入保証金の増減額( は増加)	9,981	3,000
その他の流動資産の増減額( は増加)	34,793	3,233
仕入債務の増減額( は減少)	4,676	785
未払金の増減額( は減少)	8,458	9,618
前受金の増減額( は減少)	102,500	-
その他の流動負債の増減額( は減少)	14,242	20,159
小計	679,502	913,543
利息の受取額	613	181
補助金の受取額	5,552	62,544
法人税等の支払額	2,332	1,210
営業活動によるキャッシュ・フロー	675,669	852,027
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	245,132	343,622
有形固定資産の売却による収入	9,719	-
敷金の差入による支出	47,686	-
敷金の回収による収入	8,096	625
投資活動によるキャッシュ・フロー	275,003	342,997
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	148,050	232,650
新株予約権の発行による収入	3,647	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	151,697	232,650
現金及び現金同等物に係る換算差額	54,880	48,842
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	853,856	1,011,218
現金及び現金同等物の期首残高	2,921,463	2,067,607
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,067,607	1 1,056,389

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

## 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

CellSeed Sweden AB

CellSeed Europe Ltd. (休眠会社)

なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたCellSeed France SARLは清算したため、連結の範囲から除いております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

## 4. 会計方針に関する事項

## (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

## a 商品

先入先出法

## b 製品

総平均法

## c 貯蔵品

先入先出法

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法(ただし、建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

建物 8~18年

機械及び装置 12~17年

工具、器具及び備品 3~15年

## (3) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## (5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

（表示方法の変更）

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収消費税等」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた56,076千円は、「未収消費税等」45,685千円、「その他」10,390千円として組替えております。

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「保険返戻金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた3,566千円は、「保険返戻金」2,775千円、「その他」791千円として組み替えております。

（追加情報）

該当事項はありません。

（連結貸借対照表関係）

該当事項はありません。

## (連結損益計算書関係)

1. 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

なお、当社グループの研究開発費の総額は、前連結会計年度は302,145千円、当連結会計年度は1,065,326千円であります。

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
給与手当	84,202千円	91,919千円
賞与	15,575千円	20,919千円
機器備品費	1,081千円	(注) 523,887千円
業務委託費	49,002千円	140,084千円
消耗品費	23,285千円	78,449千円
委託開発費	44,837千円	39,003千円

(注) 当連結会計年度において、細胞シート細胞培養施設の取得に伴い、建設仮勘定に計上していたものも含め、特定の研究開発目的の設備取得費用として機器備品費に523,887千円を計上しております。

## (表示方法の変更)

前連結会計年度において、「機器備品費」は金額的重要性が乏しいため、主要な費目として表示しておりませんでした。当連結会計年度より金額的重要性が増したため、主要な費目として表示しております。

2. その他の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
役員報酬	78,390千円	77,190千円
給与手当	66,281千円	63,726千円
賞与	25,760千円	29,915千円
支払報酬	48,220千円	41,891千円
特許関連費	52,238千円	56,838千円

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
普通株式	8,674	210	-	8,884

## (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりです。

第13回新株予約権(200個)及び第14回新株予約権(100個)の行使による増加  
210千株

## 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
普通株式	0	-	-	0

## 3. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第13回新株予約権(注)2	普通株式	-	2,000,000	200,000	1,800,000	5,760
	ストック・オプションとし ての新株予約権(注)1	-	-	-	-	-	5,337
合計			-	2,000,000	200,000	1,800,000	11,097

(注)1 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

## 2 新株予約権の目的となる株式の数の変動事由の概要

第13回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものです。

第13回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものです。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
普通株式	8,884	330	-	9,214

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりです。

第13回新株予約権(330個)の行使による増加 330千株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
普通株式	0	-	-	0

3. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第13回新株予約権(注)2	普通株式	1,800,000	-	330,000	1,470,000	4,704
	ストック・オプションとし ての新株予約権(注)1	-	-	-	-	-	11,984
合計			1,800,000	-	330,000	1,470,000	16,688

(注)1 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

2 新株予約権の目的となる株式の数の変動事由の概要

第13回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものです。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
現金及び預金	2,067,607千円	1,056,389千円
現金及び現金同等物	2,067,607千円	1,056,389千円

## (リース取引関係)

リース契約1件当たりの金額が少額で、内容の重要性が乏しいリース取引のため注記を省略しております。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、具体的支出が発生するまでの間は、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。デリバティブは、利用しておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全てが1年以内の支払期日で、その一部には外貨建てのものがあり、為替リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、債権について、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、支払期日及び残高等を定期的に管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成27年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,067,607	2,067,607	-
(2) 売掛金	26,768	26,768	-
(3) 未収消費税等	45,685	45,685	-
資産計	2,140,060	2,140,060	-
(1) 買掛金	6,308	6,308	-
(2) 未払金	63,521	63,521	-
(3) 未払法人税等	950	950	-
負債計	70,780	70,780	-

当連結会計年度(平成28年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,056,389	1,056,389	-
(2) 売掛金	59,791	59,791	-
(3) 未収消費税等	94,152	94,152	-
資産計	1,210,333	1,210,333	-
(1) 買掛金	5,522	5,522	-
(2) 未払金	72,945	72,945	-
(3) 未払法人税等	6,169	6,169	-
負債計	84,637	84,637	-

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(表示方法の変更)

「未収消費税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

2 金銭債権の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(平成27年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,067,607	-	-	-
売掛金	26,768	-	-	-
未収消費税等	45,685	-	-	-
合計	2,140,060	-	-	-

当連結会計年度(平成28年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,056,389	-	-	-
売掛金	59,791	-	-	-
未収消費税等	94,152	-	-	-
合計	1,210,333	-	-	-

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

## 1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
研究開発費(株式報酬費用)	2,054千円	2,251千円
販売費及び一般管理費(株式報酬費用)	2,408千円	4,395千円

## 2 スtock・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
現金及び預金	945千円	945千円

## 3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
取締役会決議日	平成27年8月13日	平成27年8月13日
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 5名	当社従業員 25名
株式の種類別の ストック・オプション数(注)	普通株式 135,000株	普通株式 63,000株
付与日	平成27年8月31日	平成27年8月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。	新株予約権者は、新株予約権の権利 行使時においても、当社または当社 関係会社の取締役、監査役または従 業員であることを要します。ただ し、任期満了による退任、定年退 職、その他正当な理由があると取締 役会が認めた場合は、この限りでは ありません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成27年8月31日 至 平成37年8月30日	自 平成29年9月1日 至 平成37年8月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
取締役会決議日	平成27年 8 月13日	平成27年 8 月13日
権利確定前(株)		
期首	-	63,000
付与	-	-
失効	-	20,000
権利確定	-	-
未確定残	-	43,000
権利確定後(株)		
期首	125,000	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	125,000	-

## 単価情報

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
取締役会決議日	平成27年 8 月13日	平成27年 8 月13日
権利行使価格(円)	705	705
行使時平均株価 (円)	-	-
公正な評価単価 (付与日)(円)	700	340

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (資産除去債務関係)

## 1. 当該資産除去債務の概要

本社の賃貸借契約に伴う原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

前連結会計年度(平成27年12月31日)

使用見込期間を下記のように見積もっております。

本社	15年
----	-----

当連結会計年度(平成28年12月31日)

使用見込期間を下記のように見積もっております。

本社	15年
----	-----

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

前連結会計年度(平成27年12月31日)

期首時点において、敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額は7,120千円であり、当連結会計年度末における金額は、上記金額に新規賃貸借契約に伴う影響額5,369千円を調整した12,489千円であります。

当連結会計年度(平成28年12月31日)

期首時点において、敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額は12,489千円であり、当連結会計年度末における金額は、履行等による減少額7,477千円を調整した5,011千円であります。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

## 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業領域の核を「再生医療」として、国内・海外で再生医療支援事業、細胞シート再生医療事業の活動を展開していることから、「再生医療支援事業」及び「細胞シート再生医療事業」の2つを報告セグメントとしております。

「再生医療支援事業」では、温度応答性細胞培養器材等の研究開発・製造・販売を中心に行っており、「細胞シート再生医療事業」では、現在、細胞シート再生医療製品の研究開発を中心に行っております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1, 2, 3, 4, 5	連結財務諸 表計上額 (注)6
	再生医療支援 事業	細胞シート再 生医療事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	80,618	112,500	193,118	-	193,118
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	80,618	112,500	193,118	-	193,118
セグメント損失( )	44,511	236,544	281,055	287,011	568,066
セグメント資産	51,892	815,073	866,966	1,622,572	2,489,538
セグメント負債	10,878	57,893	68,772	31,038	99,811
その他の項目					
減価償却費	1,167	4,357	5,525	3,928	9,453
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	222,780	222,780	22,851	245,632

(注)1 セグメント損失( )の調整額 287,011千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に親会社本社の管理部門に係る費用であります。

2 セグメント資産の調整額1,622,572千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に親会社での余資運用資金及び管理部門に係る資産であります。

3 セグメント負債の調整額31,038千円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であります。全社負債は、主に親会社での未払金、及び未払法人税などであります。

4 減価償却費の調整額3,928千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に対するものであります。

5 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額22,851千円は、報告セグメントに帰属しない親会社本社の設備投資額であります。

6 セグメント損失( )は、連結損益計算書の営業損失( )と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1,2, 3,4,5	連結財務諸 表計上額 (注)6
	再生医療支援 事業	細胞シート再 生医療事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	50,673	50,000	100,673	-	100,673
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	50,673	50,000	100,673	-	100,673
セグメント損失( )	87,520	1,029,929	1,117,449	296,424	1,413,874
セグメント資産	103,432	127,461	230,893	1,112,623	1,343,516
セグメント負債	11,731	121,039	132,770	46,296	179,067
その他の項目					
減価償却費	53	3,713	3,767	4,316	8,084
有形固定資産及び無形固定資産の増加 額	-	165	-	2,861	3,026

(注)1 セグメント損失( )の調整額 296,424千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に親会社本社の管理部門に係る費用であります。

2 セグメント資産の調整額1,112,623千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に親会社での余資運用資金及び管理部門に係る資産であります。

3 セグメント負債の調整額46,296千円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であります。全社負債は、主に親会社での未払金、及び未払法人税などであります。

4 減価償却費の調整額4,316千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に対するものであります。

5 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,861千円は、報告セグメントに帰属しない親会社本社の設備投資額であります。

6 セグメント損失( )は、連結損益計算書の営業損失( )と調整を行っております。

## 【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

## 1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2．地域ごとの情報

## (1) 売上高

(単位：千円)

日本	欧州	アジア	米国	合計
60,985	18,881	450	112,801	193,118

(注) 1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

欧州・・・デンマーク

アジア・・・韓国

3 売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Emmaus Medical Inc.	112,500	細胞シート再生医療事業
フナコシ(株)	22,970	再生医療支援事業
(学)東京女子医科大学	21,488	再生医療支援事業
Thermo Fisher Scientific Inc.	19,151	再生医療支援事業
和光純薬工業(株)	7,793	再生医療支援事業

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	欧州	アジア	米国	合計
37,427	12,176	50,720	349	100,673

（注）1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

欧州・・・デンマーク

アジア・・・韓国、台湾

3 売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

（表示方法の変更）

前連結会計年度において、「その他」に含めておりました「アジア」は重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の「2．地域ごとの情報

(1) 売上高」の組替えを行っております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
MetaTech(AP) INC.	50,000	細胞シート再生医療事業
フナコシ（株）	21,812	再生医療支援事業
Thermo Fisher Scientific Inc.	12,176	再生医療支援事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	
1株当たり純資産額	267円73銭	1株当たり純資産額	124円56銭
1株当たり当期純損失金額( )	61円56銭	1株当たり当期純損失金額( )	154円94銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎

## 1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,389,727	1,164,448
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	11,097	16,688
(うち新株予約権)(千円)	(11,097)	(16,688)
普通株式に係る純資産額(千円)	2,378,629	1,147,760
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	8,884	9,214

## 2 1株当たり当期純損失金額

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失金額( ) (千円)	535,253	1,414,255
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失金額( )(千円)	535,253	1,414,255
普通株式の期中平均株式数(千株)	8,695	9,127
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数4,010個) これらの概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権3種類(新株予約権の数3,150個) これらの概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 第16期事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)の業績の概要

当社の第16期事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)における財務諸表は以下の通りでございます。なお、当該財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成したのではなく、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了していませんので、監査報告書は受領していません。

## 個別財務諸表

## (1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,527,822	976,838
売掛金	26,768	59,791
商品及び製品	12,962	28,640
貯蔵品	9,041	4,520
前払費用	10,931	15,006
未収消費税等	39,480	89,272
その他	1 12,238	982
<b>流動資産合計</b>	<b>1,639,244</b>	<b>1,175,052</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	18,920	21,781
機械及び装置	879	879
工具、器具及び備品	49,003	41,643
減価償却累計額	38,322	42,599
建設仮勘定	215,100	-
<b>有形固定資産合計</b>	<b>245,580</b>	<b>21,704</b>
<b>投資その他の資産</b>		
関係会社株式	245,561	-
関係会社出資金	291,154	101,226
その他	60,570	62,328
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>597,286</b>	<b>163,554</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>842,867</b>	<b>185,259</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,482,111</b>	<b>1,360,311</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	6,308	5,522
未払金	1 74,460	1 74,369
未払費用	7,364	12,153
未払法人税等	950	6,169
前受金	9,999	62,544
預り金	9,099	11,847
その他	2,567	4,979
<b>流動負債合計</b>	<b>110,749</b>	<b>177,587</b>
<b>固定負債</b>		
その他	-	2,904
<b>固定負債合計</b>	<b>-</b>	<b>2,904</b>
<b>負債合計</b>	<b>110,749</b>	<b>180,491</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,852,583	2,969,436
資本剰余金		
資本準備金	74,380	191,233
資本剰余金合計	74,380	191,233
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	566,497	1,997,336
利益剰余金合計	566,497	1,997,336
自己株式	201	201
株主資本合計	2,360,263	1,163,131
新株予約権	11,097	16,688
純資産合計	2,371,361	1,179,819
負債純資産合計	2,482,111	1,360,311

## (2) 損益計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
売上高	193,118	100,673
売上原価	43,218	19,855
売上総利益	149,900	80,818
販売費及び一般管理費	714,907	1,490,720
営業損失( )	565,006	1,409,902
営業外収益		
受取利息	706	179
補助金収入	5,552	9,258
その他	812	2,141
営業外収益合計	7,070	11,579
営業外費用		
為替差損	1,076	13,354
株式交付費	-	1,486
支払手数料	3,967	-
営業外費用合計	5,044	14,840
経常損失( )	562,979	1,413,163
特別利益		
関係会社整理益	-	5,523
特別利益合計	-	5,523
特別損失		
関係会社整理損	-	24,557
特別損失合計	-	24,557
税引前当期純損失( )	562,979	1,432,196
法人税、住民税及び事業税	950	1,210
法人税等調整額	2,567	2,567
法人税等合計	3,517	1,357
当期純損失( )	566,497	1,430,838

## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	5,310,466	5,290,466	-	5,290,466	7,822,730	7,822,730	201	2,778,001	
当期変動額									
新株の発行(新株 予約権の行使)	74,380	74,380		74,380				148,760	
減資	2,532,263	5,290,466	7,822,730	2,532,263				-	
欠損填補			7,822,730	7,822,730	7,822,730	7,822,730		-	
当期純損失( )					566,497	566,497		566,497	
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	2,457,883	5,216,086	-	5,216,086	7,256,232	7,256,232	-	417,737	
当期末残高	2,852,583	74,360	-	74,380	566,497	566,497	201	2,360,263	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	2,778,001
当期変動額		
新株の発行(新株 予約権の行使)		148,760
減資		-
欠損填補		-
当期純損失( )		566,497
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	11,097	11,097
当期変動額合計	11,097	406,640
当期末残高	11,097	2,371,361

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,852,583	74,360	-	74,380	566,497	566,497	201	2,360,263	
当期変動額									
新株の発行(新株予約権の行使)	116,853	116,853		116,853				233,706	
当期純損失( )					1,430,838	1,430,838		1,430,838	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	116,853	116,853	-	116,853	1,430,838	1,430,838	-	1,197,132	
当期末残高	2,969,436	191,233	-	191,233	1,997,336	1,997,336	201	1,163,131	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	11,097	2,371,361
当期変動額		
新株の発行(新株予約権の行使)		233,706
当期純損失( )		1,430,838
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,590	5,590
当期変動額合計	5,590	1,191,542
当期末残高	16,688	1,179,819

## (4) 個別財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

## (重要な会計方針)

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

## (1) 商品

先入先出法

## (2) 製品

総平均法

## (3) 貯蔵品

先入先出法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法(ただし、建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

建物 8～18年

機械及び装置 12～17年

工具、器具及び備品 3～15年

## 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## (2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## (会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの運用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

## (表示方法の変更)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収消費税等」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた51,718千円は、「未収消費税等」39,480千円、「その他」12,238千円として組替えております。

## (追加情報)

該当事項はありません。

## (貸借対照表関係)

## 1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
短期金銭債権	1,836千円	- 千円
短期金銭債務	14,899千円	5,452千円

## (損益計算書関係)

## 1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
営業取引による取引高		
研究開発費	45,319千円	19,931千円

2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度6.7%、当事業年度3.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度93.3%、当事業年度96.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
役員報酬	78,390千円	77,190千円
給与手当	52,179千円	63,726千円
賞与	25,760千円	29,915千円
研究開発費	327,855千円	1,066,581千円
支払報酬	36,686千円	37,221千円
特許関連費	52,238千円	56,838千円

## (有価証券関係)

関係会社株式及び関係会社出資金(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社出資金101,226千円、前事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式245,561千円、関係会社出資金291,154千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 至	平成27年1月1日 平成27年12月31日	平成28年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期第3四半期)	自 至	平成28年7月1日 平成28年9月30日	平成28年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年3月29日

株式会社セルシード

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芝 田 雅 也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡 田 雅 史

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシード及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セルシードの平成27年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、株式会社セルシードが平成27年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月29日

株式会社セルシード

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芝 田 雅 也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡 田 雅 史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシードの平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月11日

株式会社 セルシード  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡田 雅史 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年1月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

**四半期連結財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

**監査人の結論**

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セルシード及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。